

## 平成29年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者兼 会計課長	那波 哲也
総務課長	平岩 敬康
税務課長	森 泰人
企画課長	山内 明
住民課長	赤塚 暢子
福祉子ども課長	花村 定行

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀 仁志
書記	中野 妙子
主任技師	野々垣 裕哉
主任	川井 寛貴

1. 議事日程（第3号）

平成29年6月14日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第28号議案 専決処分の承認について
- 日程第2 第29号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第3 第30号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第4 第31号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第5 第32号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
- 日程第6 第33号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第34号議案 町道の路線認定について
- 日程第8 第35号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 第36号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 第37号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 第38号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 第39号議案 平成29年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第28号議案から日程第12 第39号議案までについて

○議長（古田聖人君） 日程第1、第28号議案から日程第12、第39号議案までの12議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 済みません、基本的には議案ごとというんですが、第28号議案につきましては、たくさんの条例改正が一緒になっているので、1項目ずつお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひできませんでしょうか。

○議長（古田聖人君） 承りました。

今、長野議員から、第28号議案につきましては1項目ずつ審議を行ってほしいとの要望がございましたが、それについて御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案につきましては、1項目ずつの審議とさせていただきます。

それでは、第28号議案 専決処分の承認について、第1、笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例の改正については、里親で養子縁組をされたことも親として認めるということではないかと思いますが、現状の育児休業と、これによって変わるところはないのか、あるのか、その点もう少し説明をお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、第28号議案 専決処分の承認についての1項目めの笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてで、養子縁組里親等、用語の規定整備以外にもどのような制度改正があるのかということだと解釈しますが、副町長より提案説明のほうでもございましたが、養子縁組里親につきましては児童福祉法において用語の規

定がされたということで、その定義としましては、養育里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者を養子縁組里親という形で正式に規定されたことによって条文整備をするというものでございますが、そのほかのポイントとしましては、保育所等にその申し込みを行っているが、その実施が行われないことを育児休業の理由として認めるというようなことが入ってきております。

1つ目は育児休業の承認で、実際、子が3歳に達する日までの間は育児休業の承認というのがされるんですけども、一旦復職した場合、再取得はできないんですけども、こういった保育の実施が行われないような場合には再取得ができるというものを規定すると。

2つ目に、育児休業期間の延長というものがございますが、これは期間の延長は1回に限られることになっておるんですけども、これも同様に保育の実施等が行われない場合には特別な事情として再延長できると規定するものです。

あと、3つ目といたしましては、保育短時間勤務の承認というものですけれども、これも再承認というのは、前に承認されてから終わって、終了後1年を経過していないと再承認はされないこととなっておりますが、これも保育の実施等が行われない場合には特別な事情として短時間勤務の再承認がなされるというような改正でございます。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この問題ですが、これは単純に、その里親だけじゃなくて職員が育児休業するに当たって適用されていく条例ですよ。その点はどうか。

○議長（古田聖人君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 今回の改正につきましては、養子縁組里親については全く用語の整理で、養子縁組里親という表現ではないにしろ、養子縁組を希望する里親は以前より育児休業が認められていましたので、この改正で取り扱いが変わるものではございません。あえて言うならば、前回、昨年12月の改正のときに、この「養子縁組里親」の表現はなかったんですけども、「養育里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」というのが加えられております。それがこの平成29年4月1日の法の施行によって「養子縁組里親」という言葉が正式に規定されたものであって、制度的な改正とは違う話になります。今回は、保育の実施等が行われない場合という要件が加わったことがその制度的なメインの改正となります。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例でいきますと、第3条、それから4条、11条などに関係してくるかと思いますが、実は、これは中日新聞の「大垣市の子育て日本一、本当なの」という中で、育児休業をとることによって、長子を保育所に預けていて、それで2人目を産むときの育

児休業の関係なんです、上の子供の保育所は退所しなければならない、そういう制度になっていると。私も本当に、また私たちの子育てのときにもあったようにも思いますけれど、親は2人目を産むために育児休業をとるんですが、子供はその保育園に入所したら、子供の成長をきちっと保障していくには、引き続いてそこで小学校へ上がるまで世話をしてほしいというふうに思っているわけですが、そういう制度になっていないというのが大垣市の話として出てきているようです。そして、こういうことに対していろんな自治体があることも出ておりまして、大垣市でも親御さんの要望等があったけれども取り扱われなかったというようなことは、この法律に基づいてなのかなと思ったりするんですが、笠松町はどうなっているのか、保育所に預けた場合、教えていただきたいと思います。

○議長（古田聖人君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

笠松町の場合ですと、3歳以上のお子さん、年少さん以上のお子さんにつきましては、育児休業をとられた場合でも保育所のほうでお預かりすることはしております。ただ、3歳未満の未満児さんにつきましては、定員の関係で、定員を割ってしまうような場合ですとお断りすることもあります。

〔「超える」の声あり〕

定員を超えない場合は大丈夫なんですけれども、定員を超える場合にはお断りをする場合があります。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 3歳未満児、年子なんかで生む場合には起こりますよね。そういうときに、定員がまだあいていればそのまま保育をしてくださると。だけれども、あいていない場合は、定員が一応決まっていますよね、笠松町の。けれど、やっぱり3歳未満児は経費はかかりますよね。けれども、私はその時期の親御さんの立場や子供の立場からしたら、家に帰されて守りをされる親も大変だし、ほかにかわるとか、どこかへ行くなんていうことも難しいと思うので、何とか笠松町としては頑張って保育をしてあげてもらえないものかということをお考えしておりますが、検討をお願いできないでしょうか。

○議長（古田聖人君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

やっぱり保育所の定員もありますし、保育士さんの数もありますので、今のところは3歳未満のお子さんで定員がオーバーになってしまってお断りということはありませんので、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案第1項目は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、第28号議案第2項目、笠松町税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 議案の19ページ、ここも入りますよね。

これは、そこに表があるわけですが、平成29年4月1日からは、そこにある表のように、軽三輪、それから貨物だとか乗用というのに対して引き上げになるという中身として考えていいですか。

それからもう一つですが、済みません、前後しますが14ページ、13ページからつながりますが、法附則第15条の9の2の中で特定耐震基準適合住宅についての認定する手続について載っているようですが、この特定耐震基準適合住宅というのはどういうものなのか教えていただきたいです。笠松町としてどのように関係してくるのか、お尋ねします。またこれによる14ページの上の欄には手続の仕方や、そのおくれた理由などを書き込むとかいろいろありますが、その下になりますと、住宅専用部分とそうでない部分で違いがあるとか、そういうことが書いてあるようですが、そのあたりも教えてください。

○議長(古田聖人君) 岩越総務部長。

○総務部長(岩越 誠君) それでは、町税条例の改正についてということで、最初の附則という表の改正ですね。前の平成26年の改正でグリーン化特例の改正が行われておるんですけども、条項の表記に不整合の部分があるため、全表改正するものであり、制度としては、既に平成28年度から施行された部分についてですので、特に影響はない改正になります。

あと、2つ目のものが耐震改修・省エネ改修の場合の課税標準の減額特例措置に伴う町への申告に係る規定整備をしたものなんですけれども、耐震・省エネ改修をした既存住宅が長期優

良住宅の認定を受けた場合に税額の3分の2を減額するという特例制度です。認定基準としては、耐震性や耐久性能、維持管理・更新の容易性、住戸面積、省エネルギー性、居住環境、維持保全の面ですぐれているということになるんですけど、具体的には、登録住宅性能評価機関の技術的審査に合格した認定証が、その判断の基準となるということです。

先ほどの住宅専用部分というのは、店舗併用住宅のような場合もありますので、あくまで住宅に係る部分だというような規定になります。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、この特定熱損失防止改修住宅とか、それから特定耐震基準適合住宅というのは、笠松町の中でも奨励をしていく方針であるということですか。

それからもう一つは、耐震問題でシェルター設置に係る助成などをお願いして、ことしからやっていただけるようなことになったんですが、そういうのを設置した場合などは、この対象になるのでしょうか、その点お尋ねします。

それから軽自動車税のこの税額については、もう既に決まっていたということでしょうか。ことしからこれの実行に移されるわけですが、私、1つはお願いしたいんですが、この表を見ただけではわからなくて、やっぱり条例を見なきゃいかんと、それは当然私たちのやることだとも思いますけれども、資料に、例えば三輪の部分で3,100円から3,900円に、そして、第82条の第2号でいえば、5,500円のほうは営業用で、それが6,900円になり、それから自家用のが7,200円が1万800円に変わるよと、そういう内容ではないかと思いますが、その言葉をちょっと入れてくだされば、もう少し私たちがこの条例案を読んでもわかりやすいんですが、その辺は御配慮いただくことができないでしょうか。その点を1点と、それからこの引き上げによってどれぐらいの影響があると考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（古田聖人君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） どうもお待たせしまして済みませんでした。

まず1つ目ですけれども、これが耐震化を奨励をしているものかという話ですけれども、それは地方税法の改正に基づいて日本全体として奨励をしておるものとして、笠松町もそれを受けて町税条例を改正していくというものですので、結果として奨励をするものという形になるかと思えます。

2つ目のシェルターにつきましては、あくまでこれは長期優良住宅、住宅そのものの話ですので、また別次元のものであると解釈しております。

あと、3つ目の軽自動車税の話ですけれども、税額は何ら変わっておりません。今回の改正は、グリーン化特例の排出基準、排ガス規制の基準のほうで、10%程度上回った目標値になったということですので、税率そのものが云々ということではなく、むしろグリーン化特例の適

用による軽減が2年延長されたということでの話ですので、税額は変わりございません。

あと記載に関して、今回わかりにくいということで資料を2つ、新旧対照表と概要ということで、グリーン化特例につきましても記載はあるつもりではございますが、議員御指摘のように、よりわかりやすく御説明するのが務めだと思いますので、またひとつ検討はさせていただきたいと思います。

あと、この税制での影響につきましては、ちょっと試算するすがございませぬので、そこまではまだということで、ちょっとわかりかねるということで御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） この専決処分についての、長野さんもしか今賛成したんですが、そもそもこの専決処分というのは、3月31日にもう議決しているわけですね。それで、ここの項目を見ると、地方自治法の第179条第1項に基づき議会を招集するいとまがないということで、これも議会の運営、また執行者のほうとしては日にちを待っておれないということで進めるのが専決処分じゃないかなと自分では思っているんですが、今、長野さんの言われるように、これは内容で一字一句、これはどうですかこうですかというと、この3月31日に提出するには、やっぱり30日なり29日に臨時議会をやっていただいで進めないで、今後、この専決処分というのは絶対やれないようなことになると思うんですね。

それで、この後の項目、消防団の公務災害の条例とか、やはり条例変更なんかは、議会を開く時間がないということで、早急に専決処分をやるのが専決処分じゃないかなと自分では思っているんですが、今、長野さんが2項目ほど質問されたんですが、これは本当に議会を開く余裕がないものなのか。やはり全協なり開いてこの専決処分はできないということなら、ここへ上げる必要もないし、4月1日前に臨時議会を開いてでも進めるべきじゃないか。また、これは国や県から内容についての通達があると思うんですが、そこら辺をどういうふうで議会を開くいとまがないということで専決処分されたのか、そこら辺のちょっと僕は流れがわからないもので、一遍聞かせていただきたいということをお願いしているわけです。そうじゃないと、これから、もう今まで十何年間、二十何年間、専決処分で、ほとんど異議なし異議なしで済んでいるわけですが、やはりこれが出てきたときには、もう専決処分が済んじゃっていますから、議員一人一人が執行部に対して、議会中じゃなくても時間の許す限り、執行部に聞きに行くなり、担当課に行って勉強するのが当たり前の話じゃないかなというふうに思いますが、町長さん、副町長さん、どんなふうを考えてみえるか。この専決処分のあり方について、もう一度ちょっと聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。



○議長（古田聖人君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 今の安田議員からの御質問にお答えしたいと思います。

以前にも、私の記憶では七、八年前だったと思うんですが、やはりこういう議論が出ました。特に税のように住民の生活に直結するような案件については、先に町長が専決して後でこうですよと言われても、もう変えようがないということですが、ところが現場サイドの事務的な流れとしては、4月1日施行といっても、実際、国から来る資料については、それこそ年度をまたいだぐらいのぎりぎりに来まして、それをまた事務方が整理するには、やはりこの時期まで時間がかかってしまうということで、今までこういうやり方をお認めいただいております。

それで、最近ちょっと、特に税条例なんかそうなんですが、この間に議案の勉強会とかございますわね。それで前もってお話するというので了解を得ておりますので、今後はもう少し早い段階で、議員さんが一堂に会せるような場であらかじめ内容を知っていただくという方法もとれないかなということで、また事務方で検討しますので、そんなことで、今、安田議員の質問に対しては対応していきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

ちょっとその専決処分の意味を考える必要があると思います。やはりどんなことがあるかわかりませんが、災害なり、いろんな事件・事故もあるわけですので、議会を開いている時間もないというようなことが、本当に起こってはいけないわけですが、今、副町長さん言われたように、国や県から本当にぎりぎりの線で町のほうに来ると、事務局、事務方のほうもそこまで議会を開く余裕がないということはここに書いてあるとおりにかと思えます。しかし、そこら辺は、この専決処分で一括に賛成、反対するとなると、今、長野さん言われたように、部分的にやはり一つずつ議案としてやっていただかないと、今後また難しい面が出てくると思いますので、そこは臨機応変にやっていただきたいということを要望しておきます。よろしく願いいたします。

○議長（古田聖人君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件につきましては討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案第2項目は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、第28号議案 専決処分の承認について、第3項目、笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 本当に済みません、勉強のためにも時間をとっていただいて勉強したんですが、それでもなお質問をして皆さん統一の見解にしていってほしいかなとも思ったり、私自体が勉強不足であったり、いろいろありますが、どうぞよろしく願いいたします。

まず、この特定教育ということで、23ページの利用者負担額徴収基準額表が出てきておりまして、これは幼稚園で施設型の幼稚園のことだということなんですが、ということは、この特定教育というものの中にこの施設型幼稚園というのが入ることなのかなと思いますが、その一般的な幼稚園と二通り、例えば双葉幼稚園と笠松幼稚園と、どこがどんなふう違うのかよくわかりませんが、施設型は笠松幼稚園のほうで、双葉幼稚園はこれには属さないというようなお話を聞きましたが、そういうのはどこでどういうふうに考えたらいいか教えてください。

○議長（古田聖人君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

施設型給付といいまして、双葉幼稚園さんは、この施設型給付になっております。もともと施設型給付というものが、今まで幼稚園ですと国・県のほうから直接補助が行っておったと思います。子ども・子育て支援法の新制度になってからですが、幼稚園のほうでも笠松町から給付という形で幼稚園のほうに保育費用をお支払いしておりますので、その方法の違いといいますか、というので、今、幼稚園は双葉幼稚園と笠松幼稚園と違っておりますので、幼稚園そのもののあり方は一緒なんですけれども、その保育費用のほうの幼稚園に入ってくる方法が違ってございますので、そういう言い方をしております。

済みません、もう一度お答えします。

子ども・子育て支援法になりまして、新制度に乗って幼稚園でも実施している場合につきましては、この施設型給付という形で町のほうから給付というふうになっておりますが、今まで従来どおりのところだと、幼稚園の就園奨励費がありますので、そちらのほうでお支払いのほうをしているということになります。その仕組みが変わっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ということは、これは子育て支援法をもうちょっと勉強しないとわからないということになりますね。また勉強させていただきたいと思いますが、ただ、双葉幼稚園が、逆に言えばこの条例に対応していく幼稚園で、笠松幼稚園は違うというふうに理解をまず、笠松町の中で言えばしてよろしいですか。

それでは、改善されたという点では、ひとり親世帯などが出てきているということだと思いますが、基本的には保育料の徴収を双葉幼稚園でされているのでしょうか。ちょうど町の保育園の人たちが一旦町へ納めて、そこから給付していくような形をとるといふ、町の指揮下の中に入っている幼稚園だと、そんなふうにしていいのでしょうか。親さんとの関係では、この徴収の関係はどんなふうなやり方になるのか、具体的に教えていただけたらありがたいです。

○議長（古田聖人君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 保育料ですけれども、保育所につきましては町が徴収しておりますが、幼稚園につきましては幼稚園で徴収していただいて、その差額分としてお支払いをしております。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件につきましては討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案第3項目につきましては原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、第28号議案 専決処分の承認について、第4項目、笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案第4項目は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、第28号議案 専決処分の承認について、第5項目、笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案第5項目は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、第29号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、第30号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第31号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今回から農業委員の選出方法が違って来たと思います。町長の任命によるということになったんだと思いますが、15名選出、全て笠松町の方で埋められたようですが、推薦と、それから本人からの申し出とかいろいろあったと思いますが、この15名以外にもあったのか、また定員いっぱい済んだのか、その点お尋ねします。

○議長（古田聖人君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 今のお答えをさせていただきます。

応募募集期間中におきまして、個人推薦の方が4名、団体推薦の方が8名、応募の方が3名、定数と同数の15名の応募状況でございました。以上でございます。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、第32号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番(川島功士君) 不勉強で申しわけないですけども、これは個人番号を使うための条例だったような気がするんですけども、そうすると37ページにある第3条第4項の「第1項の場合において」という部分のところ、氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものをもって当該署名等にかえることができるということで、署名等というのは「署名、記名、自署、連署、押印などその他」との説明があるんですけども、この第4項の部分の説明をちょっとお願いできますか。

○議長(古田聖人君) 岩越総務部長。

○総務部長(岩越 誠君) この条例そのものは、いろんな手続等について、それぞれ条例とか規則で既存のもので、通常のインターネットによることをしないという考え方に基づいて従来から来ておるものについて、特例条例として実際、自署したり署名したりとかいう、要するに一般でいう今までの役所での手続をしなくても可能ですよ、受け付けできますよ、あるいは通知できますよということをこれで規定するというものなんですけれども、7月1日からというものの、実際は10月から本稼働してくるということで、いろんな行政手続が考えられるのですけれども、必要最低限、まず今、規定ぶりとして条例を規定して大枠を決めさせていただいたものです。あと、規則で詳細について決めようとしております。今後規則につきまして必要事項をまた細部決めていくという流れになります。

[挙手する者あり]

○議長(古田聖人君) 4番 川島議員。

○4番(川島功士君) 済みません、非常にわかりにくくて、これは条例自体が全部読んでも全く、申しわけない、なかなか理解するには難解な条例なんですけれども、先ほど言ったように、措置であって規則で定めるものをもって署名等にかえることができるというのは、何ををもって署名にかえられるのかという部分を一番聞きたかったわけです。

例えば、こちらから出す書類もありますね、町側に出す書類で、例えばインターネットや電子ファイルをもとに出していいですよというのが今随分ふえてきました。様式そのものもダウンロードしてくださいよというのもふえてきました。紙で一々郵送するのは大変なんということで、そういうのもふえてきました。例えば、それが署名はなかなか自署で署名を入れるということはできないと思うんですね。自署で、例えば電子ペンで署名を入れたとしても、その署名をコピーしてほかに張りつけられるような状態だったら意味がないと思うんですね。例えば電子印章であってもフリーソフトの電子印章でやると、例えば表計算ソフトであったり文書

作成ソフトにその電子印章を押印して提出したとすると、その押印した電子印章などの、例えばフリーソフトなどのように安いものだと、単純に画像としてコピーしてほかに使ってしまうというものであって、ほかにかえることができるというものにはならないと思うんですけど、その辺はどういったことを前提に考えられているかということが、今はまだ詳細が決まっていないのでわからないという、そういう答弁でよろしいでしょうか。

○議長（古田聖人君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川島議員の質問に対する答弁を求めます。

岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 先ほどは申しわけございませんでした。

先ほどの電子情報処理組織による処分通知等の第4条第4項の関係ですけれども、当該条例の規定にかかわらず氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものをもって当該署名等にかえることができるということで、張りつけとか云々とか、いろいろ御指摘をいただいておりますけれども、笠松町が利用可能とするものとしましては、マイナンバーカードを利用しインターネットを経由した届け出を想定しております。以前、いろいろマイナンバーカードに関する御説明のほうで出たんですけれども、署名用電子証明書暗証番号というのがマイナンバーカードをもらうときに設定することになっておりまして、これをもって本人が特定できるものであり、これがないとマイナンバーが使えないのですが、それをもって今回の氏名または名称を明らかにする措置として規定していく予定です。規則につきましては特例条例と同じような総体的な規則ではなくて、それぞれの事務処理に係る規則のほうで特例として追加していくということになりますので、担当課のほうは既に一応用意はしておるようですけれども、今回の条例が制定された後に、7月1日に向けて規定整備をしていこうとする運びになっておるようです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。いずれにしても、そのマイナンバーカードを申請して、今の通知カードじゃなくてマイナンバーカードをいただいて、それをいろんな申告とか申請のときに使えるようになる。それを提示することによって本人であるかの確認を一応とるという方向性だと思うんですけれども、多分、その先にあるのは電子投票まで国自体は考えているのかもしれない。わかりませんが、とすると、それを読み取る装置というのが当然必要にな

ってくるわけですね、各家庭に、各事業所にそういうのがないといけないという前提になってくると思うんです、当然のことながら。そうすると、それを読み取った上で申請ファイルと一緒に同時に送付するという形になると思うんですけれども、いずれにしてもこれから先、その部分というのは非常に不安があります。あるものは的確にきちんと正確に使っていかなくやいけない世の中だと思うので、それがいい悪いということも含めて、今後、その規定整備をするに当たって議会に報告して、全協なり何なりを開いてきちんと説明をしていただいて前に進んでいっていただきたいと思っておりますけど、その件についての御見解をよろしくお願ひします。

○議長（古田聖人君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 確かに今回、運用のほうをきっちりとお示しできていませんでした。国のほうからの情報もまだ不十分である中で、まずは最初に始めるならば、たとえ一部でも始めるなら、全体的な骨子概要となる条例を規定整備すべきだということで条例を提案させていただきましたが、十分な制度の運用と申しますか、扱い方とか、そういったこともあらかじめ議員の皆様にご承知いただいて、議案として規定整備のほうの議案を上げるべきでしたので、後追いになるかもしれませんが、どういう形で運用していくか、まず子育てワンストップの形で児童手当の一部が始動されるということで、その辺も含めて全協等で御説明をさせていただきますたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この行政手続等における情報通信技術の利用に関して、説明の中で、パソコンのない家庭だとかいろいろあるので、住民側が来てそうした手続ができるように機器を2台、どこにされるかもこれから決めるとのことですが、設置すると聞きました。今、子育てワンストップというふうに言われましたが、岐南町ではその部分だけをこの条例で適用しようとしているようでして、児童手当、保育の関係、ひとり親支援の関係、母子保健の関係をこのマイナンバーを使って手続をしていくというようになっています。けれども、笠松町の条例を見ますと、マイナンバーを使う制度についての国からの指示の全部をこの条例に適用させていくということになるのではないかと思います、その点で、この条例制定をするときに、今、後からとおっしゃるけど、その検討というのは一度もされなかったんですか。

○議長（古田聖人君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 国のほうから子育てワンストップのマイナンバー利用ということで、これは当初のマイナンバー導入のときにおおむね計画されておったスケジュールどおり、若干、7月の本稼働が10月というようなシステムのところで変更はありますが、テストパターンで順次、まずは児童手当の一部という形で進めているものです。岐南町のそれも国から示されたひな形どおりということで、全ての市町村は国から示されたひな形で行っています。そのひな



形どおりのスケジュールで全てやっていくのか、若干おくれてやっていくのかという温度差は出てくると思いますが。国から示されたサービスをやるに当たり、今やるサービスの規定整備だけをしていくという考え方が岐南町さんのやり方で、笠松町としては今後ふえてくるであろういろんなサービスを想定して、あるいは笠松町独自でこういうサービスができるんじゃないかということで始める場合もある、そういう可能性も含めて、総体的な特例条例を今回規定したというところで、そういう意味での検討はしたということになります。

[挙手する者あり]

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 基本的に、この子育ての分野というのは年齢的にも比較的若い方たちが対象で、こうした規格にのっとっていきける年齢から始めるということかなとも思いました。いずれにせよ、こうしてこの条例で全てが網羅されるということでは、やはりその分野ごとの要綱のようなものに基づいて行うことになるかと思いますが、セキュリティーの問題が相当大きく問題になってくるだろうと思いますし、事故も起こる可能性も大変心配するわけですが、その点では川島議員が言われましたように、その分野分野でサービスを開始するときには、きちっと議会に相談していただいたり、またお知らせいただくということだけはお願いたしたいと思います。その点はよろしいでしょうか。

○議長（古田聖人君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 御要望に応えられるように庁内各組織で情報共有しながら議員の皆様に御説明するよう努めます。

○議長（古田聖人君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 行政的には、この仕事というのか、この事業は大変有効に使われると思いますが、町民側にとっては大変、一つ事が起きたときには問題が大きくなっていくと思いますし、損失をこうむることも起こりますので、私はこの条例の制定に反対をいたします。

○議長（古田聖人君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[「ありません」の声あり]

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時14分